

## 新旧対照表

新	旧
<p>高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第5条 補助対象となる経費は、前条に規定する補助事業に要する経費で、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びにその他知事が必要があると認める経費とし、補助率は、2分の1以内とする。</p> <p>2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 補助事業者<u>当</u>たりの補助限度額は <u>750</u>万円とする。</p> <p>第6条、第7条 略</p> <p>(補助金の交付の申請<u>手続</u>)</p> <p>第8条 規則第3条第1項<u>及び第2項</u>の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第2号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに税の滞納がないことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第5条 補助対象となる経費は、前条に規定する補助事業に要する経費で、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びにその他知事が必要があると認める経費とし、補助率は、2分の1以内とする。</p> <p>2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 補助事業者<u>あ</u>たりの補助限度額は <u>600</u>万円とする。</p> <p>第6条、第7条 略</p> <p>(補助金の交付の申請<u>    </u>)</p> <p>第8条 規則第3条第1項<u>        </u>の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第2号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに税の滞納がないことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p>

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第9条 補助金の交付に際して、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）～（9） 略

（10） 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の交付の決定の通知）

第10条 知事は、第8条第1項の規定による補助金交付申請書又は前条第1号の補助金変更交付申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、補助金の交付又は変更が適当であ

2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第9条 補助金の交付に際して、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）～（9） 略

（10） . . . . .

（補助金の交付の決定\_\_\_\_）

第10条 知事は、第8条第1項の規定による補助金交付申請書又は前条第1号の補助金変更交付申請書の提出があったときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、補助金の交付又は変更が適当であ

ると認めるときは、補助金の交付又は変更を決定し、当該補助事業者に対して通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 略

第11条～第16条 略

(県内発注)

第17条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第5

ると認めるときは、補助金の交付又は変更を決定し、当該補助事業者に対して通知するものとする。・・・・・・・・・・。

2 略

第11条～第16条 略

(新設)

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第5

号及び第7号から第9号まで、第11条第3項、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

号及び第7号から第9号まで、第11条第3項、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条、第9条、第10条、第14条関係）

1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

2~10 略

別表（第3条、第9条、\_\_\_\_\_第14条関係）

1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

2~10 略

第2号様式(第8条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者名  
生年月日

### 補助金交付申請書

高知県建設業活性化事業費補助金を受けたいので、高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

#### 2 添付書類

- (1) 別記第1号様式「高知県建設業活性化事業実施計画書」
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2: 法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等

(注) マイナンバーカードは表面のコピー(裏面はマイナンバーカードの表示があるため、提出は不可とする。)

- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類(要綱第3条第1項第2号に該当する者にとっては、定款、登記簿謄本、組織図、直近3年の財務諸表及び補助対象事業に類する事業の実績が分かる資料を添付すること)

第2号様式(第8条関係)

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者名  
生年月日

### 補助金交付申請書

高知県建設業活性化事業費補助金を受けたいので、高知県建設業活性化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

#### 2 添付書類

- (1) 別記第1号様式「高知県建設業活性化事業実施計画書」
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2: 法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注) マイナンバーカードは表面のみのコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください

- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類(要綱第3条第1項第2号に該当する者にとっては、定款、登記簿謄本、組織図、直近3年の財務諸表及び補助対象事業に類する事業の実績が分かる資料を添付すること)